

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	岡坊 (岡坊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻作付けのみの経営が中心で、小さい集落であり耕作者も高齢で少なく、農地の基盤整備が出来ていないことから、耕作放棄田が増加する懸念がある。

農地一区画あたりの面積も小さく農道も狭いため、大型機械による効率化も出来ず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。

農業者:5人(うち、50歳未満0人)、他地区からの入作3人(うち、50歳未満0人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻作付けのみの経営が中心であるため、露地物野菜、家畜飼料の生産が効率よく出来る農地となれば、数少ない担い手に加え他地区からの担い手の受け入れも可能と考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

下堺岡坊地区

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が行われていない現状では耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないように、担い手に集積していく。将来的に基盤整備が実施された時は担い手に集積及び集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法改正に伴い、期間満了となる利用権設定されている農地を含め、耕作継続不可能となった者から農地中間管理機構の活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内では基盤整備が出来ておらず、高齢化も進んでおり負担金ゼロの基盤整備が出来るのであれば、取り組むことを希望する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域からも含め、新たな担い手確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後担い手の高齢化が見込まれることから、費用対効果を見極めながら一つの手段として、農業支援サービス事業者等への農作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①近年、イノシシによる農地等被害が増加傾向にあり、対策を検討する。

⑦多面的機能支払を活用して農地等の保全・管理を実施しているが、畦畔の草刈りや、水路掃除、ため池の管理など地域住民が少なくなっている中で、新たな管理方法を模索する必要がある。